

令和4年度 第2回 教育に関する事務の点検・評価委員会

日時：令和4年11月30日（水）9時30分～

場所：豊島区立池袋第一小学校 多目的室

【次 第】

- 1 開 会
- 2 評価対象施設視察
 - (1) 池袋第一小学校
 - (2) 子どもスキップ池袋第一
- 2 議 事
 - (1) 評価対象事業のヒアリング及び質疑応答
 - ① 学校施設環境改善交付金対象事業
 - ② 放課後事業の充実
- 3 閉 会

【資 料】

- 事業分析シート【学校施設環境改善交付金対象事業】・・・・・・・・・・（資料1）
池袋第一小学校視察ルート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1-1）
- 事業分析シート【放課後事業の充実】・・・・・・・・・・・・・・・・・・（資料2）
ようこそ子どもスキップへ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（資料2-1）
豊島区の学童クラブご利用案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・（資料2-2）
令和5年度学童クラブ利用申請について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料2-3）

令和4年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

資料1

事業名		学校施設環境改善交付金対象事業・池袋第一小学校		担当課		学校施設課				
1. 事業概要及び現状										
事業の目的 (どのような状態にしたいか)		学校施設における防災機能の強化や教育環境の充実及び質的向上を図る。								
事業の対象 (対象となるヒト・モノ)		区立学校施設(小学校22校、中学校8校、幼稚園3園)								
事業の概要 (事業の手法)		<p>学校施設の老朽化対応、及び教育環境の質的な向上を図るため、計画的に改築・改修を行う。 なお、年度ごとに改築・改修校が異なるため、事業費推移に計上した予算事業は、各年度以下の通り。</p> <p>令和元年度：改築(巣鴨北中)、改修(小学校大規模、小学校・幼稚園一般、体育館冷暖房) 令和2年度：改築(池一小)、改修(小学校・中学校大規模、小学校・中学校・幼稚園一般、体育館トイレ) 令和3年度：改築(池一小)、改修(小学校・中学校大規模、小学校・中学校・幼稚園一般、体育館トイレ) 令和4年度：改築(池一小)、改修(小学校・中学校大規模、小学校・中学校・幼稚園一般、体育館トイレ)</p>								
基礎データ (利用者等の情報)		区立学校施設(小学校22校、中学校8校、幼稚園3園) 改築済の学校(小:5校、中:5校) 改築計画が公表されている学校:千川中学校(設計中)、要小学校(改築時期は今後検討)								
豊島区教育ビジョン2019における位置付け		基本方針6. 教師力の向上と魅力ある学校づくり								
根拠法令		学校施設環境改善交付金交付要綱 東京都公立学校屋内体育施設空調置支援事業補助金交付要綱 他		事業開始年度		毎年度交付申請している				
取組状況	3年度に実施した具体的な取組内容		1.改築 国庫補助金を活用し、池袋第一小学校の改築工事を実施した。(令和4年9月に開校) 活用メニュー:危険改築(校)、不適格改築(校)、危険改築(屋体)、単独校調理場、学校水泳プール 2.改修 国庫補助金及び都補助金を活用し、以下の改修工事を実施した。 ※()内は活用補助金 ・駒込小学校 外壁改修(防災機能強化、都補助) ・西巣鴨小学校 校庭改修(防災機能強化(マンホールトイレ)) ・朋有小学校 教室改修(大規模改造(空調)) ・南池袋小学校 校庭改修(屋外教育環境) ・豊成小学校 給食室改修(都補助(空調)) ・要小学校 教室改修(大規模改造(空調、教育内容)、都補助) ・富士見台小学校 図書室改修(大規模改造(空調)) ・高松小学校 外壁・教室改修(大規模改造(空調)、防災機能強化、都補助) ・駒込中学校 外壁・空調改修(大規模改造(空調)、防災機能強化、都補助) ・千登世橋中学校 外壁・トイレ改修(防災機能強化、大規模改造(トイレ)、都補助)							
	活動指標		指標	目指す方向性	単位	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(計画)	3年度(実績)	4年度(計画)
	① 改築が完了した学校数(累計)		↗増加させる	校	9	9	9	9	10	
	② 補助金申請校数(国)		→維持する	校	13	9	14	10	14	
③ 補助金申請校数(都)		→維持する	校	16	6	8	6	6		

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(計画)	3年度(実績)	4年度(計画)
		① 改築が完了した学校数(累計)	↗増加させる	校	9	9	9	9	10
② 補助金交付校数(国)	→維持する	校	9	9	14	10	14		
③ 補助金交付校数(都)	→維持する	校	16	6	8	6	6		

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		元年度	2年度	令和3年度		令和4年度		
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R3決算比)	
事業費		A	4,582,057	1,744,933	3,652,999	2,505,688	5,890,959	3,385,271
財源内訳	国、都支出金		373,490	161,217	247,036	294,398	550,065	255,667
	使用料・手数料	B	0	0	0	0	0	0
	地方債・その他		2,713,821	511,446	3,405,963	0	5,020,871	5,020,871
	一般財源	C=A-B	1,494,746	1,072,270	—	2,211,290	320,023	-1,891,267

3. 課題及び今後の方向性

課 題	補助対象となる改築・改修については最大限交付申請を行っているが、国・都の予算配分により採択されない事業があり、補助金収入が得られないことがある。
課題への対応策 及び今後の方向性	交付対象となる改築・改修事業について、東京都と協議をしながら、引き続き最大限交付申請を行っていく。

令和4年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

資料2

事業名	子どもスキップ運営事業（放課後事業の充実）	担当課	放課後対策課
-----	-----------------------	-----	--------

1. 事業概要及び現状									
事業の目的 （どのような状態にしたいか）	①すべての子どもたちが、自主的な活動を通して子ども相互の関係をひろげ、社会性を培い、豊かな放課後の時間をつくる。 ②学校・地域との連携を図り、安全で安心な放課後の遊び場を確保し、すこやかに成長していくことを支援していく。								
事業の対象 （対象となるヒト・モノ）	・区内在住の全児童 ・子どもスキップを利用している児童の保護者								
事業の概要 （事業の手法）	・小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて子どもスキップを運営している。 ・保護者の就労などの理由で放課後の時間帯に家庭が留守になる児童を預かる「学童クラブ」と、保護者と児童との間で帰りの時間を決めて自主的に利用する「一般利用」、地域の方が講師となり運営する、スポーツ、ダンス、工作等の各プログラムに参加出来る「放課後子ども教室」がある。 ・「学童クラブ」と「一般利用（含：放課後子ども教室）」の児童がお互いに交流の場として、安全・安心に配慮したうえで、子どもスキップスペースだけでなく、校庭・体育館などの学校施設を活用した遊びや体験の場を提供している。 ・各スキップでは利用児童による「子ども会議」を開催し、行事やルール決めなど、子どもスキップ運営に児童自らの意見を反映させている。 ・子どもスキップ運営協議会・地域子ども懇談会を開催し、子どもスキップ運営に地域や関連団体等の意向を反映させている。								
基礎データ （利用者等の情報）	・区立小学校の敷地内または隣接地で運営（22施設）。 ・令和3年度の開所日数は年間293日。 ・令和3年度の利用者数は415,653名。【一般利用（含：放課後子ども教室）延3,395名、学童クラブ 延412,258名。】 ・学童クラブ利用料は4,000円/月、9時前利用は1,000円/年、延長利用は1,000円/月。減免制度あり。 一般利用は無料で利用可能。								
豊島区教育ビジョン2019における位置付け		基本方針7. 家庭と地域の教育力の向上			基本施策2. 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり				
根拠法令	児童福祉法 社会福祉法 子ども・子育て支援法 新・放課後子ども総合プラン			事業開始年度	平成16年4月				
取組状況	3年度に実施した具体的な取組内容 I 感染拡大対策下の子どもスキップ運営 ・令和3年度の学童クラブは、日曜祝日年末年始を除き、感染症対策を講じつつ、年間293日休まず運営した。 ・子どもスキップ一般利用に代替として、学年・曜日・時間を限定し、全22施設で「スキップの日」を設定し、利用要望に応えた。 ・各施設で年2回程度、子ども会議を開催した。 ・「放課後子ども教室」は、タブレットでいつでも視聴できる動画配信39本に加え、信令和3年11月より対面による事業を順次再開した。 ・感染不安により、令和4年2・3月に1ヵ月連続して欠席する場合は、欠席届の提出より利用料を免除した。 ・国及び都の補助金を活用し、施設の継続的な感染症対策のための衛生用品等を確保・配布した。 II 学校長期休業中の学童クラブ宅配弁当提供 ・学校長期休業期間中における保護者の弁当作りの負担軽減のため、夏・冬・春休みにワタミ(株)と協定を結び、宅配弁当の提供を実施した。 ・利用者アンケートの結果、利用保護者の90%の保護者が、「今後も利用望する・利用を剣道する」との回答があり、弁当作りの負担軽減に貢献した。 III 学童クラブ臨時入会の実施 ・子どもスキップ一般利用が全面的に再開するまでの期間、保育を必要とする世帯に対し、学童クラブの利用条件を一部緩和し、臨時入会として必要な時間の受け入れを実施した。 IV 第5回子どもスキップまつりのオンライン開催及びSDGs取組みパネル展示 ・感染症対策の観点から、児童の舞台発表は休止、子どもスキップ及び中高生センタージャンプの活動動画を作成し、令和3年11月15日（月）～30日（火）まで児童用タブレットパソコンで視聴できる形で配信した。（再生回数 2,309回） ・令和3年11月18日（木）14時～18時 レクチャールームにて、各子どもスキップのSDGs取組み活動を中心とするパネル展示も併せて実施した。（来場者数 91名） V 施設の改修・整備 ・令和3年8月に、巣鴨小の郷土資料館移転に伴い、移転後の教室を子どもスキップ巣鴨のサードルームとして整備した。スキップ使用面積が広がり、広々と明るい雰囲気となり、宿題やタブレット学習を行う環境も改善された。 ・子どもスキップ高南別棟建設、子どもスキップ池袋第一の新校舎建設に伴う移転準備を進めた。 VI 子どもスキップ運営協議会、地域子ども懇談会の開催 ・令和3年4月23日（金）にとしまセンタースクエアにて子どもスキップ運営協議会を開催した。（委員13名） ・令和3年度の地域子ども懇談会は、紙面開催20施設、対面開催2施設（池袋、高南）で実施した。								
	活動指標		目指す方向性	単位	元年度（実績）	2年度（実績）	3年度（計画）	3年度（実績）	4年度（計画）
	①	学童クラブ利用登録者数	→維持する	人	1,549	1,919	2,100	2,304	2,520
	②	子どもスキップ一般利用届け出者数	→維持する	人	9,184	8,875	9,000	8,488	9,000
	③	子ども会議開催数	↗増加させる	回	57	43	55	44	55

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(計画)	3年度(実績)	4年度(計画)
		①	学童クラブ待機児童数	→維持する	人	0	0	0	0
	②	事故発生件数	↘減少させる	件	154	83	80	98	98
	③	子ども会議決定事項数	↗増加させる	件	61	22	33	44	55

2. 事業費の推移

単位 〔金額の項目:千円〕		元年度	2年度	令和3年度		令和4年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R3決算比)
事業費	A	606,174	73,197	84,226	67,156	67,983	827
財源内訳	国、都支出金	225,277	258,416	196,110	242,340	209,628	-32,712
	使用料・手数料	85,082	74,830	85,671	111,225	113,383	2,158
	地方債・その他	46,639	77	0	881	0	-881
一般財源	C=A-B	249,176	-260,126	—	-287,290	-255,028	32,262

3. 課題及び今後の方向性

課 題	<p>①共働き家庭の一層の増加、区内大型マンション建設に伴う就学児童の増加に伴い、学童クラブ利用需要も年々高まっている。現在、待機児童数ゼロを達成しているが、今後もスペース及び人員を確保し、待機児童を出さずに事業運営を継続することが必要である。</p> <p>②自治体情報システムの標準化・共通化移行に伴い、利用者の利便性向上を図るため、学童クラブ利用申請や連絡帳の電子化を推進する必要がある。</p> <p>③児童の遊具・図書等の教材の入替え、新規更新が進んでいない。</p> <p>④ISSの全校化へ向けた取り組みに、子どもスキップ事業も連動し、徹底した事故防止策を講じ、放課後においても安全・安心な体制の維持を図る必要がある。</p>
課題への対応策 及び今後の方向性	<p>①学校、学校施設課、施設整備課等と常に連携し、学校改築や建替えの際は、子どもスキップのスペース確保も同時に実施できるよう、計画段階から調整を進める。また、質の高い学童指導員、スクールスキップサポーターを確保できるよう採用活動を進め、研修制度を充実させ、その養成に努める。</p> <p>②効率的な業務運営のため積極的なICTの導入、電子化を推進していく。(令和4年度より、学童クラブ利用申請において電子申請を導した。)</p> <p>③児童健全育成環境をより整えるため、利用児童の遊具・図書等の教材を充実させる。</p> <p>④ヒヤリ・ハットを共有し、各施設にて事故防止OJTを実施したり、子ども会議で事故防止に向けた話し合いをするなど、常に放課後の安全・安心の維持を図る取組みを推進していく。さらに、当該小学校と連動した避難訓練、安全点検、通学路合同点検を実施していく。</p>

「子どもスキップ」一覧



	名称	開始時期	実施形態	住所	電話
1	子どもスキップ仰高	平成22年4月	敷地内型	豊島区駒込5-1-19	3949-1307
2	子どもスキップ駒込	平成19年4月	校舎内型	豊島区駒込3-13-1	3915-2411
3	子どもスキップ巢鴨	平成17年4月	校舎内型	豊島区南大塚1-24-10	3944-4531
4	子どもスキップ清和	平成21年4月	隣接型	豊島区巢鴨3-13-12	3910-5417
5	子どもスキップ西巢鴨	平成17年4月	隣接型	豊島区西巢鴨2-14-11	3915-2301
6	子どもスキップ豊成	平成25年11月	敷地内型	豊島区上池袋1-18-24	3940-4735
7	子どもスキップ朋有	平成19年2月	敷地内型	豊島区東池袋4-40-1	3987-6904
8	子どもスキップ朝日	平成17年7月	校舎内型	豊島区巢鴨5-33-1	3940-6068
9	子どもスキップ池袋第一 (令和4年度9月より新校舎)	平成20年4月	校舎内型	豊島区池袋本町4-36-1	3982-0980
10	子どもスキップ池袋本町	平成28年8月	校舎内型	豊島区池袋本町1-43-1	3988-5176
11	子どもスキップ池袋第三	平成19年4月	敷地内型	豊島区西池袋3-14-3	5952-0755
12	子どもスキップ池袋	平成25年10月	校舎内型	豊島区池袋4-23-8	3988-5254
13	子どもスキップ南池袋	平成16年4月	隣接型	豊島区南池袋3-5-12	3981-5460
14	子どもスキップ高南	平成18年4月	校舎内型	豊島区高田2-12-7	3987-1877
15	子どもスキップ目白	平成26年10月	校舎内型	豊島区目白2-11-6	3983-6714
16	子どもスキップ長崎	平成22年4月	校舎内型	豊島区长崎2-6-3	5995-6025
17	子どもスキップ要	平成24年4月	敷地内型	豊島区要町2-3-20	3974-7397
18	子どもスキップ椎名町	平成20年4月	校舎内型	豊島区南長崎4-30-5	3953-6451
19	子どもスキップ富士見台	平成18年4月	校舎内型	豊島区南長崎1-10-5	3565-2955
20	子どもスキップ千早	平成27年4月	校舎内型	豊島区千早3-33-5	3974-1665
21	子どもスキップ高松	平成17年4月	校舎内型	豊島区高松2-57-22	3974-1020
22	子どもスキップさくら	平成17年7月	校舎内型	豊島区长崎6-16-1	3956-8177

ようこそ 子どもスキップへ



「子どもスキップ」とは…

小学校施設等を活用して、全児童を対象とする育成事業と学童クラブを総合的に展開する事業のことです。学校の教室、校庭、体育館などを活用し、小学1年生から6年生までの児童を対象として、自主的な参加のもとに、遊びをとおして子どもたちが交流を広げる事業です。

子どもスキップの中には、保護者の方が就労等の理由により、放課後の時間帯に家庭が留守になる児童をお預かりする「学童クラブ」もあります。学童クラブ利用児童と学童クラブ利用児童以外の児童（一般児童）が交流することも目的のひとつになっています。

さらに、子どもスキップでは、子どもたちが安全・安心に活動できる居場所づくりを目指す文部科学省の補助事業である「放課後子ども教室」も実施しています。

近年、少子化に加えて、塾・習い事などで小学生の放課後の時間が様変わりしてきました。遊びたくても友だちがなかなか見つからなかったり、遊ぶ時間が少なかったりする子どもたちに子どもスキップは、「遊ぶ時間」「遊ぶ仲間」「遊ぶ空間」を用意し、さまざまな活動をとおして、多くの子どもたちが友だちとかわり、関係を広げる「子ども同士の遊びと交流の場」を提供します。

平成16年の子どもスキップ南池袋の開設から、順次児童館をスキップに移行し、平成28年8月に子どもスキップ池袋本町の開設により、区内22小学校内にスキップが整備されました。

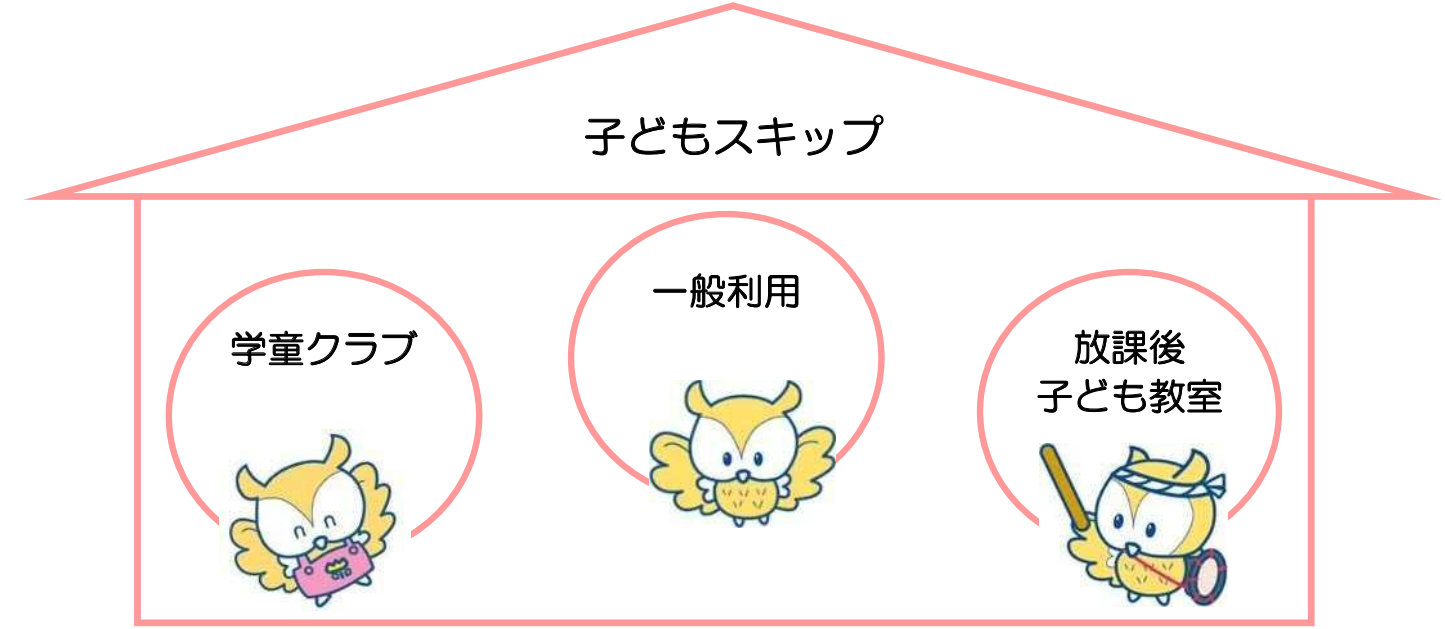
平成29年度からは事業を区長部局から教育委員会へ移管し、学校との連携を強化することにより、一元的な安全対策や施設改修を実現しています。

【子どもスキップ3つのパターン】

敷地内型展開
学校敷地内の施設を整備して対応するパターン

校舎内型展開
校舎内で事業展開するパターン

隣接型展開
学校と区民ひろば等が至近距離にあり一体的利用が可能なパターン



子どもスキップ事業のご案内

	学童クラブ	一般利用
対象	豊島区在住または当該小学校に区域外就学を許可された児童で、一定の条件を満たしている者	豊島区在住または当該小学校に区域外就学を許可された児童で、子どもスキップに利用届出している者
基本の利用時間	○授業のある日：放課後から午後6時まで（土曜日は午後5時まで） ○授業のない日：午前9時から午後6時まで（土曜日は午後5時まで）	
延長利用 ※要申請	9時前利用 午前8時15分から午前9時 (学校休業日・土曜日)	利用不可
	延長利用 午後6時から午後7時(平日のみ)	
利用料 ※減免あり	基本利用料 月額4,000円	無料
	9時前利用 年額1,000円	
	延長利用 月額1,000円	
登録等	毎年度に必要書類提出による利用申請が必要 ※ 審査後に利用可否などの決定を通知 (利用は1か所のみ)	事前の利用届出が必要 (豊島区在住の児童は複数スキップを利用可)
休業日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）※感染症の流行、災害発生等の場合	
利用の仕方	学校から直接ランドセルを持って向かう	①一度帰宅してから来る ②学校から直接ランドセルを持って向かう (直接利用)
帰宅時間等	職員が入退室システム・連絡帳で出欠や帰宅時間の予定などを確認して管理	保護者と児童との間で帰りの時間を決める <u>自主的な利用</u>
送迎	原則不要 ※延長利用の場合はお迎えが必要	不要
お弁当	学校休業日・長期休業期間などには、弁当や水筒を持参	学校休業日・長期休業期間などには、保護者の判断により弁当や水筒を持参可
間食	月額1,000円を子どもスキップへ現金納付 午後5時以降に間食を提供（土曜日除く） ※助成制度（半額）あり	持参不可
活動場所	学童クラブ専用のスペース・一般利用の児童との共用スペース・校庭・体育館等	学童クラブとの共用スペース・校庭・体育館等

※新型コロナウイルス感染症対策のため、一般利用は一部利用を制限しています（令和3年10月現在）。

詳細は各施設のホームページをご確認ください。

「放課後子ども教室」とは

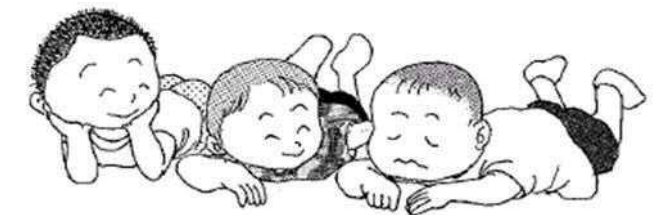
地域の方々の協力を得て、学習やスポーツ、文化、地域住民との交流などの活動を行っている放課後事業です。工作、手芸、囲碁、将棋、書道、茶道、読み聞かせ、英会話などの屋内活動から、テニスやバレーボール、バドミントンなどのスポーツ、ダンスなど体を動かすあそびまで、子どもたちの好奇心や関心を育む魅力的なプログラムを数多く用意しています。子どもスキップに利用届出をしている児童が参加できます。各放課後子ども教室で実施プログラムが異なりますのでご確認ください。

「子どもスキップ」には

「子どもスキップ運営協議会」「地域子ども懇談会」があります

子どもスキップの運営に地域や関係諸機関の意見を反映させるため、「子どもスキップ運営協議会」を設置し、よりよい運営に向けての議論をしております。

また、各スキップが地域の子どもたちに関する健全育成活動や見守り活動の拠点となるために、地域・学校・家庭・行政が連携して「地域子ども懇談会」を設置しています。より地域に密着し、子育て力・教育力の向上が大きな目的です。



◇「豊島区子ども・若者総合計画」

豊島区は、令和2年3月に「豊島区子ども・若者総合計画」を策定しました。これは、平成27年3月に策定した「豊島区子どもプランー豊島区子ども・子育て支援事業計画」、平成29年3月に策定した「豊島区子ども・若者計画」を引き継ぎ、統合したものです。

「子どもスキップ」は、この計画の事業として位置付けられており、すべての子どもの最善の利益が考慮され、家庭や地域の中で子どもが成長し、子育てに伴う喜びが実感できるまちづくりを基本理念とし、安心して子どもを産み育て、子ども達の健やかな成長が笑顔となって地域にあられるまちの実現を目指します。



利用料

◇基本利用	月額	4,000円
◇9時前利用	年額	1,000円(*2)
◇延長利用	月額	1,000円

(*2) 9時前利用は利用開始月の月末に引き落とし。

●納付方法

口座振替登録により、毎月末日に自動引落になります。月末が金融機関の休業日のときは翌営業日です。

*国民の祝日に関する法律が改正となった場合、一部日程が変更となることがあります。

*引落日の前日までに口座に入金をしてください。

●こんなときは？

月の途中から利用するとき	1か月分の利用料が発生します。
月の途中で利用をやめるとき	
欠席するとき	学童クラブ在籍中は基本利用料が発生します。

●利用料の減額・免除

基準に該当する方は、申請により利用料が減額または免除されます。

生活保護受給世帯、令和5年度住民税非課税世帯 など	免除
令和5年度住民税均等割課税のみの世帯、令和5年度就学援助認定世帯、同一世帯から2人以上利用している2人目以降の児童 など	5割減額

間食費

月額 1,000円

・午後5時以降も学童クラブを利用し、間食を希望する方は間食費を学童クラブに現金で納めてください。

・継続して15日以上欠席するときは、事前に欠席届を提出してください（間食費は半額になります）。

・利用料の減額・免除基準に該当する方は、区が半額を補助する制度があります（2人以上利用は除く）。

利用月	引落日				
令和5年	4月	令和5年	5月31日（水）		
	5月		6月30日（金）		
	6月		7月31日（月）		
	7月		8月31日（木）		
	8月		10月2日（月）		
	9月		10月31日（火）		
	10月		11月30日（木）		
	11月		12月	令和6年	1月4日（木）
	12月		1月31日（水）		
	令和6年		2月		2月29日（木）
	令和6年		3月	4月1日（月）	

豊島区の学童クラブご利用案内 ~令和5年度(2023)利用申請用~

学童クラブは、保護者の就労・疾病等の理由で、放課後帰宅しても適切な保護を受けられない児童のために設けられています。集団生活を通してこれらの児童の自立を支援し、健全な育成を図ることを目的としています。

対象児童と保護者



区内在住または、当該区立小学校在学の児童で、放課後の時間帯に保護者が次のような状況の方です。

1. 働いている(*1)
2. 病気やけがで療養している
3. 心身に障害をもっている
4. 同居の家族の看護・介護をしている
5. その他、1~4に準ずる状態にある など

(*1) 就労時間・1か月の就労日数などが条件に満たないときは利用できません。また1~3年生及び障害のある児童と、4年生以上では利用条件が異なります。

学童クラブ名	所在地	電話番号	最寄りの小学校
仰高学童クラブ	駒込5-1-19 仰高小学校内	3949-1307	仰高
駒込学童クラブ	駒込3-13-1 駒込小学校内	3915-2411	駒込
巣鴨学童クラブ	南大塚1-24-10 巣鴨小学校内	3944-4531	巣鴨
清和学童クラブ	巣鴨3-13-12 区民ひろば清和第二内	3910-5417	清和
西巣鴨学童クラブ	西巣鴨2-14-11 区民ひろば西巣鴨第二内	3915-2301	西巣鴨
豊成学童クラブ	上池袋1-18-24 豊成小学校内	3940-4735	豊成
朋有学童クラブ	東池袋4-40-1 朋有小学校内	3987-6904	朋有
朝日学童クラブ	巣鴨5-33-1 朝日小学校内	3940-6068	朝日
池袋第一学童クラブ	上池袋4-28-1 池袋第一小学校内	3916-3441	池袋第一
池袋本町学童クラブ	池袋本町1-43-1池袋本町小学校内	3988-5176	池袋本町
池袋第三学童クラブ	西池袋3-14-3 池袋第三小学校内	5952-0755	池袋第三
池袋学童クラブ	池袋4-23-8 池袋小学校内	3988-5254	池袋
南池袋学童クラブ	南池袋3-5-12 区民ひろば南池袋内	3981-5460	南池袋
高南学童クラブ	高田2-12-7 高南小学校内	3987-1877	高南
目白学童クラブ	目白2-11-6 目白小学校内	3983-6714	目白
長崎学童クラブ	長崎2-6-3 長崎小学校内	5995-6025	長崎
要学童クラブ	要町2-3-20 要小学校内	3974-7397	要
椎名町学童クラブ	南長崎4-30-5 椎名町小学校内	3953-6451	椎名町
富士見台学童クラブ	南長崎1-10-5 富士見台小学校内	3565-2955	富士見台
千早学童クラブ	千早3-33-5 千早小学校内	3974-1665	千早
高松学童クラブ	高松2-57-22 高松小学校内	3974-1020	高松
さくら学童クラブ	長崎6-16-1 さくら小学校内	3956-8177	さくら

*学童クラブは、子どもスキップ施設内にあります。



豊島区 教育部 放課後対策課
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
☎03-3981-1058
受付時間午前8時30分~午後5時(平日のみ)

【授業のある日】

(基本利用)

放課後～午後6時

□土曜日は午後5時まで

午後2時ごろ 下校「ただいま～」
健康チェック
自主学習
自由あそび
午後5時 順次帰宅「さようなら」
午後6時～7時 ※延長利用

【学校休業日】

(基本利用)

午前9時～午後6時

□土曜日は午後5時まで

午前8時15分～9時 ※9時前利用
午前9時 「おはよう」
健康チェック
自主学習・読書タイム
午前10時 自由あそび
正午 昼食（お弁当を持参）
自由あそび
午後5時 順次帰宅 「さようなら」
午後6時～7時 ※延長利用

利用時間と
1日の生活



利用申請について

*年度途中からの利用も可能です。

申請から利用開始までに約2週間かかります。

申請書類配布	令和4年11月7日（月）から
配布場所	各学童クラブ *一部書類は11月7日以降に豊島区HPよりダウンロード可 ● 学童クラブから説明を聞き、記入上の注意等を確認してください。 ● 別紙「学童クラブ利用条件について」を確認してください。
一括申請期間	令和4年度 在籍者：令和4年11月14日(月)～12月16日(金) 令和5年度 新規利用希望者：令和5年1月4日(水)～1月19日(木) ● 令和5年4月1日から利用希望の場合は、一括申請期間内に申請してください。 期間後の申請の場合、4月中からの利用ができない場合があります。
申請書類提出場所	利用希望の学童クラブ（1か所のみ） ● 新規利用希望者は、書類受付時に利用児童・保護者の面談があります。 予め電話で利用希望の学童クラブ（1ページ参照）に受付予約をしてください。 * 令和4年度利用中で令和5年度も利用を希望する方は、豊島区HPより電子申請（東京共同電子申請・届出サービス）も可能です。
提出書類 *書類不備がある場合、受付できません。	①豊島区子どもスキップ学童クラブ利用申請書 ②就労証明書（証明日が令和4年11月7日以降のもの） ● 事由が就労以外のときは、その事実がわかる書類（申立書+診断書、保護者の在学証明書など） ● 障害のある児童については、他にも必要書類があります。 詳細は各学童クラブ・放課後対策課へ問い合わせてください。
通 知	3月上旬（予定） ● 書類審査を経て「学童クラブ利用決定通知」を郵送します。 ● 希望の施設が混み合った場合等、第一希望の学童クラブに入会できないことや、待機となる場合があります。
備 考	● 利用条件にあてはまらなくなったり、事実と異なる申し立てをしたときは、利用承認を取り消すことがあります。 ● 令和4年度在籍者で学童クラブ利用料の未納がある場合、利用承認できません。 ● 育児休業中で5月以降に復職予定の方など、利用開始希望日が5月以降の方は、一括申請期間の申し込みはできません。利用開始希望月の前月から申請できます。

延長利用

*申請が必要です。

□対象学年：全学年
□実施施設：全22か所学童クラブ
□延長時間：午後6時～午後7時（平日のみ）
□利用条件：①保護者の就労時間（通勤時間含む）が午後6時を過ぎること
②保護者が午後7時までに迎えにくること

9時前利用

*申請が必要です。

□対象学年：全学年
□実施施設：全22か所学童クラブ
□延長時間：午前8時15分～午前9時（土曜日・学校休業日のみ）
□利用条件：保護者の就労時間（通勤時間含む）が午前9時より前であること

休業日

日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
感染症等の流行、災害等の発生により休業になる場合があります。

帰宅時間等の
管理

連絡帳などで出欠や帰宅時間の予定などを確認して管理します。
また、ICタグを導入したセキュリティシステム「ミマモルメ」で、入室・退室の時間を保護者にメールでお知らせします。
※小学校でも1～3年生を対象にミマモルメを導入しています。（4～6年生は希望制）

◇学童クラブでの書類配布、及び受付時間

平 日：午前11時45分～午後5時30分
土 曜 日：午前9時30分～午後5時
学校休業日：午前9時30分～午後5時30分
日曜日・祝日：書類配布、受付はできません

*ご不明な点は、各学童クラブへ
受付時間内に直接問い合わせてください。



令和 5 年度学童クラブ利用申請について

1. 申請スケジュール

申請の流れ	日程
申請書類の配布	11月7日(月) から ◇配布場所…各学童クラブ ※区ホームページから一部ダウンロード可
★在籍者(令和4年度利用者) 利用申請受付	◇申請期間… 11月14日(月)～12月16日(金) ◇提出先 …ご利用希望の学童クラブ ※オンライン申請も可。詳細は下記参照。
★新規利用者 利用申請受付	◇申請期間… 1月4日(水)～19日(木) ◇提出先 …ご利用希望の学童クラブ ※オンライン申請不可。提出時に要面談。
学童クラブ利用決定通知発送	2月下旬から ※順次発送致します

2. 申請方法

- ・申請書・就労証明書などを準備し、申請期間内にご利用の学童クラブへご提出ください。
- ・新規利用者は申請書提出時に児童・保護者との面談がございます。ご利用希望の学童クラブへ、事前に電話で面談日を予約してください。

在籍者(令和4年度利用者)の方はオンライン申請ができるようになりました!

豊島区ホームページ(東京共同電子申請・届出サービス)より
オンラインで申請することができます。
詳細は豊島区ホームページをご確認ください
(右部二次元コード参照)。

＼申請はこちら／



【問い合わせ】

豊島区教育委員会事務局放課後対策課
児童支援グループ

TEL: 03-3981-1058